

○博物館の登録に関する規則

平成27年3月27日

(教)規則第5号

改正 令和元年5月31日(教)規則第6号

令和5年3月30日(教)規則第6号

博物館の登録に関する規則を公布する。

博物館の登録に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(登録原簿)

第3条 法第14条第1項の規定による博物館登録原簿は、様式第1号とする。

(登録の申請)

第4条 法第12条第1項の規定による登録申請書は、様式第2号とする。

2 第1項の登録申請書には、法第12条第2項各号に掲げる次の書類を添付しなければならない。

- (1) 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- (2) 設置条例又は法人の登記事項証明書（私立博物館にあつては、法人の登記事項証明書又は定款若しくは規則）の写し
- (3) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究に係る体制を証する書類
- (4) 学芸員その他の職員の配置を証する書類
- (5) 施設及び設備を証する書類
- (6) 博物館資料目録（様式第3号）
- (7) 館長及び学芸員の氏名を記載した書類
- (8) 前号に掲げる書類に学芸員として記載された者が学芸員となる資格を有することを証する書類

3 博物館法施行規則第19条第3号の規定による博物館資料の目録は、様式第3号とする。

(登録要件の審査等)

第5条 教育委員会は、法第13条の規定による登録要件の審査及び法第19条第1項の規定による登録の取消しにあたり、法第11条の規定による登録を受けようとする者若しくは博物館の設置者に対し資料の提出を求め、あらかじめ学識経験者若しくは専門機関からの意見を聴取しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、必要がある認めるときは、実地について調査することができる。

3 教育委員会は、博物館の登録の審査にあたって必要な審査基準を別に定める。

(登録事項等の変更)

第6条 博物館の設置者は、法第12条第1項第1号及び第2号に掲げる事項について変更するときは、法第15条第1項の規定に基づき様式第4号による博物館登録事項等変更届出書を、あらかじめ届け出なければならない。

(定期報告)

第7条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、法第16条の規定に基づき、様式第5号による博物館運営状況報告書により、当該年度終了後毎年6月30日までに教育委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告にあたっては、次の書類を添付しなければならない。ただし、第5号及び第6号に掲げる書類については変更のあった年度のみ提出するものとする。

- (1) 組織の態様を示す書類（職員名簿、組織図等）
- (2) 運営に係る収支状況
- (3) 人材育成の取組みを示す書類（職員への研修実績等）
- (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績を示す書類
- (5) 博物館資料の目録（区分、数量等）
- (6) 施設及び設備に関する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が定期報告にあたって必要と認める書類

(博物館の廃止の届出)

第8条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館を廃止した日以後速やかに、様式第6号による博物館廃止届出書を提出して行わなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日（教）規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日（教）規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[様式第1号(第3条関係)(A4)]

博物館登録原簿

No.

登録事項 登録	設置者の名称 及び住所	博物館の名称 及び住所
登録年月日 年 月 日 記号番号 号		
登録変更 年 月 日		
登録変更 年 月 日		
備考		

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館登録申請書

博物館法第12条第1項の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 博物館法第13条第1項第2号に規定する要件 当該申請に係る博物館の設置者が、第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。(はい / いいえ)

(添付書類)

- 1 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの)の写し
- 2 設置条例または法人の登記事項証明書
(私立博物館にあっては、設置者の法人登記事項証明書等)の写し
- 3 博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制を証する書類
- 4 学芸員その他の職員の配置を証する書類
- 5 施設及び設備を証する書類
- 6 博物館資料の目録
- 7 館長及び学芸員の氏名を記載した書面
- 8 添付書類7に学芸員として記載された者が、学芸員となる資格を有することを証する書類

[様式第4号(第6条関係)(A4)]

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館登録事項等変更届出書

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録年月日
- 5 登録記号番号
- 6 変更事項
 - (1) 変更事項の種別
 - (2) 変更前
 - (3) 変更後
- 7 変更年月日
- 8 変更理由

[様式第 5 号 (第 7 条関係) (A 4)]

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館運営状況報告書

博物館法第 16 条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 組織の態様を示す書類 (職員名簿、組織図等)
- 2 運営に係る収支状況
- 3 人材育成の取組みを示す書類 (職員への研修実績等)
- 4 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績
- 5 博物館資料の目録 (区分、数量等)
- 6 施設及び設備に関する書類
- 7 前各号に掲げるもののほか教育委員会が定期報告にあたって必要と認める書類

(注)

第 5 号及び第 6 号に掲げる書類については変更のあった年度のみ提出するものとする。

[様式第 6 号 (第 8 条関係) (A 4)]

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館廃止届出書

博物館法第 20 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録年月日
- 5 登録記号番号
- 6 廃止年月日
- 7 廃止の理由
- 8 廃止後の処置

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)